

成年後見 選挙権なし「違憲」

ダウン症の原告、勝訴

「成年後見制度」で後見人が付いた知的障害者らに選挙権を与えない公職選挙法の規定が、憲法に違反するかが争われた訴訟の判決で、東京地裁は14日、選挙権を保障した憲法15条や44条などに違反し、無効とする初めての司法判断を示した。そのうえで、茨城県牛久市に住むダウン症の女性に選挙権があると認めた。

▼39面||また選挙に行ける、37面||判決要旨、14面 ||社説

定塚誠裁判長は「様々な境遇にある国民が、どんな施策がされたら自分たちは幸せかなどの意見を、選挙を通じて国政に届けることがその民主主義だ」と述べ、障害者らが選挙権を持つ意義を強調した。同様の訴訟は札幌、さいたま、京都の3地裁でも起こされており、判決が出たのは初めて。

東京地裁判決

成年後見制度
認知症や知的障害、精神障害などで十分な判断能力がない人に代わり、家庭裁判所が選任する「後見人」などが財産管理や福祉サービスを選択、契約などを支援する制度。知的障害者らが財産を処分する権利などを一律に制限する禁治産制度に代わる形で、2000年に始まった。判断能力の程度に応じて後見、保佐、補助の3種類があり、選挙権が失われるのは後見のみ。昨年末時点で後見人が付いている人は約13万6千人。

公選法11条は、後見人が付いた人には選挙権がないと定めている。「財産管理ができない」と認定された人には判断能力がなく、不正投票に利用されるおそれがあるというのが理由だ。原告の名見耶匠さん(50)は、2007年に父親が後見人となって選挙権を失ったことから、11年2月に「選挙権を財産管理などの能力で制限するのは許されない」と提訴していた。判決は選挙権について「議会制民主主義の根幹をなすもので、一定の年齢に達した国民のすべてに平等に与えられる」と指摘。海外在住の日本人が選挙権を行使できないのは違憲と認め、06年の最高裁判決を引いた。後見人が必要かは「財産を管理・処分する能力」で判断されており、「選挙権を行使する能力」とは異なる。用し、「選挙の公正さを確保するためにやむを得ない理由がない限り、制限はできない」と述べた。そのうえで、後見人が付いた人への選挙権の制限が許されるかどうかを検討した。後見人が必要かは「財産を管理・処分する能力」で判断されており、「選挙権を行使する能力」とは異なる理由がない限り、制限はできない」と述べた。

憲法の趣旨を考えると、「やむを得ない理由」がない限り、議会制民主主義の根幹をなす国民の選挙権は制限できない。成年後見制度の利用にあたって判断される財産管理能力と、選挙権を行使する能力は明らかに異なり、一律に成年後見利用者の選挙権を奪うのは「やむを得ない理由」とは言えない。成年後見利用者に選挙権を与えないという公職選挙法の規定は憲法に違反し、無効だ。

東京地裁判決の骨子

なる」と評価。「後見制度を借用して、一律に選挙権を奪うことがやむを得ないとは言えない」と述べた。さらに、障害者の自己決定権を尊重する理念に基づいて成年後見制度ができた経緯や、海外でも知的障害者らに選挙権を認める流れがあることから、公選法の規定は違憲だと結論づけた。

者らに選挙権を認める流れがあることから、公選法の規定は違憲だと結論づけた。

総務省は「今後の対応については、法務省と協議したい」とのコメントを出した。(小松隆次郎)

社説

Editorials

後見と選挙権

民主主義が問われた

自分を守り、助けてくれる仕組みだと聞いていたのに、投票に行けなくなってしまう。選挙権を返してほしい。

成年後見制度を利用して後見人をつけたダウン症の女性が、そう訴えていた裁判で、東京地裁は「後見を受けている人には選挙権を与えないと定めた公職選挙法は、参政権を保障した憲法に違反する」と述べた。

得心のゆく判断である。このシステムは、法律上の権利を一律にとりあげる「禁治産制度」にかわって、2000年4月に施行された。

病気や高齢で判断力の衰えた人について、残された能力に応じ、本人がやるもの、他人に委ねるものを柔軟に区分けする。そうやってハンディを負う人も自分のことはなるべく自分で決め、ふつうの生活を送れる社会にする。それが目的だった。

なのに、実際に後見される立場になると、民主主義社会を築いていくうえでもっとも大切な権利である選挙権を、そっくり奪われる。政治に自分の声を届ける道をふさがれ、事実上、主権者の地位を追われる。明らかにおかしな話だ。

選挙権の扱いは、法律をつくる段階でも議論になった。禁治産者は投票することはできなかつたが、法務省は制度の切りかえを機に、この制限をなくすよう唱えた。だが旧自治省の反対で実現しなかつた。

今回の裁判でも、国側は「判断力に欠ける人が選挙権をもつと、不正な働きかけを受けたり第三者に悪用されたりするおそれがある」と主張した。

そういうケースがないとはいわない。しかし局所的な不正を気にして、より重要な「全体としての公正」を見ていないの

が、いまの規定ではないか。判決が「不公正・不適正な投票が相当に高い頻度で行われ、国政選挙の結果に影響を及ぼすといえるだけの事情はない」と指摘し、国側の言い分を退けたのはもっともである。

公選法にこのような問題があることを伝え、改善を強く訴えてこなかつたメディアも反省しなればならない。似たようなかたちで、障害を理由に、資格の取得や公共施設の利用が制限される例はある。時代に即した不断の見直しが必要だろう。

原告は制度の矛盾をつくると同時に、選挙権があるのを当たり前に受けとめている私たちに、投票を通じて政治に参加する大切さを改めて教えてくれた。

民主主義とは何か。社会とつながるとはどういうことか。それらを考えるときに、必ず立ち返るべき裁判となった。

また選挙に行ける

裁判長「社会参加して 胸張って」

成年後見判決



勝訴を受けて会見する名児耶匠さん（中央）。左は母親の佳子さん、右は父親の清吉さん。14日午後、東京・霞が関の司法記者クラブ、加藤誠撮影

投票できる仕組みを日本成年後見法学会理事長の新井誠・中央大学法学部教授（民法）の話。禁治産制度が廃止され成年後見制度ができたが、選挙権や地方公務員になる権利をはじめ、多くの資格を奪ったままになっている。そうした状況に風穴を開ける画期的な判決で、抜本的な見直しをする契機になるのではないかと。選挙権を実質的に保障するためには、遠慮とされた公職選挙法の規定をなくすだけでなく、多くの障害者が実際に投票できる仕組みをつくる必要がある。

選挙権の保障 重く見た判決

《解説》知的障害があっても、選挙権を一律に奪うことは許されない。東京地裁判決は、すべての国民に平等に選挙権を保障した憲法の原則を重視し、「極めて例外的な場合にだけ制限できる」と指摘した。後見制度を制限の基準に利用することには以前から批判があった。「差別的だ」とされた禁治産制度が、2000年に成年後見制度に移行した際に撤廃は検討された。だが結局、「選挙権の行使には能力が必要で、統一的な基準で制限したい」との意見が根強く、「禁錮刑以上の確定者」などと並べられる形で、公職選挙法によって選挙権が制限され続けた。しかし、判決が指摘したように、英国やカナダなど各国で近年、知的障害や精神疾患のある人にも選挙権を認める流れがあり、一律の制限が時代遅れなのは明らかだろう。日本弁護士連合会は8年も前から見直しを求めている。

「これまで通り、選挙に行きたい。後見人が付けられたために、選挙権を失ったダウン症の女性の願いが、司法に届いた。公職選挙法の規定を遠慮と断じた14日の東京地裁判決。裁判長は女性に「どうぞ、社会に参加してください」と語りかけた。各地で訴えを起す同じ境遇の人たちにも、喜びが広がった。▼一面参照

「選挙で投票できる地位にあることを確認する」。定塚誠裁判長が主文を言い渡すと、傍聴席の支援者から拍手がわき起こった。

原告席の名児耶匠さん（50）は背筋を伸ばし、緊張した表情のまま、眺み上げが終わると、裁判長はこう語りかけた。「名児耶さん、どうぞ選挙権を行使して、社会に参加してください。どうぞ胸を張って、いい人生を生きてください」。匠さんの顔に初めて笑みが浮かび、再び拍手が響いた。

閉廷後の記者会見で匠さんは「うれしいですね」

し、ラベル貼りなどの仕事を続けてきた。ニュースを見て、選挙公報を読んだりして、親子で必ず投票してきた。しかし、計算が苦手なことを心配した両親が、2007年に後見人を付けたため、選挙権を失った。父親の清吉さん（81）は「能力が下がったわけでもないのにおかしいと言ってきた。胸のつかえが取れました」。母親の佳子さん（80）も「娘と選挙に行けるようになれば、うれしい」と話した。

代理人の杉浦ひとみ弁護士は「裁判長は非常にわかりやすい言葉で丁寧に話しており、法廷自体が障害者を差別しないことを意識していた」と高く評価した。

「今回の判断を覆す根拠を示すのは難しい。今後も類似の判決が続くのではないかと期待した。」（田村剛、高野遼）

各地の原告 喜びの声

各地で訴訟を続ける人からも喜びの声が相次いだ。京都地裁に訴えている知的障害者の男性（59）は弁護士団を通じて「うれしい。夏には参院選がある。京都地裁も早く判決を出して選挙権を返して下さい」などとコメントした。民谷渉弁護士は「成年後見制度の利用者全体に影響を与える大きな意義がある」と評価した。さいたま地裁には、埼玉県神川町の浅見寛子さん（57）が訴えている。姉で後見人の豊子さん（65）が東京地裁で判決を傍聴した。「感動的でした。次は寛子ちゃんの番だよと伝えたい」。札幌地裁で争っている札幌市の男性（63）も判決を聞き、「うれしい。また選挙に行けるようにしてほしい」と語った。

一方で判決は、選挙権の行使に「相応の能力が必要である」という考え方までは否定していない。国側が心配する「不公正な投票」が起きないように配慮しつつ、より多くの国民に選挙権を保障するにはどうすればよいか。時代に合った議論が求められる。（小松隆次郎）

成年後見 選挙権喪失は違憲

東京地裁 公選法規定に初判断

「成年後見人が付くと選挙権を失う」とした公選法規定は参政権を保障した憲法に違反するとして、知的障害がある茨城県の女性が国に選挙権の確保を求めた訴訟で、東京地裁は14日、規定を違憲、無効とした上で、選挙権を認める判決を言い渡した。定塚誠裁判長は「後見人が付いた人の中には選挙権を行使できる人が少なからずおり、選挙権を一律に奪うことは許されない」と述べた。

△判決の要旨37面、関連記事3・39面▽

知的障害や認知症などによって契約な行為や預貯金の引き出すなどの財産管理を代行する禁治産制度に代わり、2000年に導入された。障害者や親族のほか、弁護士や司法書士が就くことが多い。

訴訟で国側は、「第三者の働きかけで不正投票が行われる可能性もあり、制限

は必要」と主張したが、判決は「不正が高い頻度で行われ、選挙の公正が阻害される恐れがあるとは言えない」とし、「選挙権を制限しなければ不正は排除できないことを、国は何ら立証していない」と批判した。また、選挙の度に投票できる能力があるかどうかを個別に審査することは困難で、成年後見制度での制限はやむを得ないとする国の主張についても、「能力が

完全にはない人に限って選挙権を与えないという規定を設けている国もあり、後見人が付いた人の選挙権を一律に奪うことは許されない」と退けた。原告の匠さんは閉廷後、東京・霞が関で両親や弁護団と記者会見し、「うれしいです」と述べた。公選法を所管する総務省の話「今後の対応は、訴訟を担当する法務省と協議したい」

この規定の合憲性を巡る初の司法判断。国側は控訴を検討する。

最高裁によると、成年後見人が付いている人は全国で約13万6400人(昨年未時)。今回の判決は、札幌、さいたま、京都の各地裁で起きている同種訴訟にも影響を与えそうだ。

原告は、ダウン症がある同県牛久市の名児匠匠さん(50)。父親の清吉さん(81)が2007年に成年後見人に付いたため、選挙権を失った。

判決はまず、「選挙権は憲法で国民に平等に保障さ

れた基本的権利で、これを制限することは原則として許されない」と指摘。制限が許されるのは、公正な選挙が実現できなくなるようなやむを得ない理由がある場合に限られるとした。その上で、「成年後見制度の目的である財産管理と、選挙権を行使する能力は明らかに異なる。財産管理ができなくても、選挙権を行使できる人は少なからずいる」と指摘。成年後見制度が障害者も普通に生活できる社会を作る「ノーマライゼーション」という新たな理念に基づいて設けら

れた基本的権利で、これを制限することには原則として許されない」と指摘。制限が許されるのは、公正な選挙が実現できなくなるようなやむを得ない理由がある場合に限られるとした。その上で、「成年後見制度の目的である財産管理と、選挙権を行使する能力は明らかに異なる。財産管理ができなくても、選挙権を行使できる人は少なからずいる」と指摘。成年後見制度が障害者も普通に生活できる社会を作る「ノーマライゼーション」という新たな理念に基づいて設けら

障害者の選挙権 重視

成年後見巡り判決

勝訴し審ぶ名児耶
 匠さん（中央）、ん
 母親の佳子さん
 （左）、父親の清
 吉さん（左から2
 人目）（14日、東
 京・霞が関で）
 安川純撮影

「後見人が付いた人から一律に選挙権を奪うことは許されない」。この日の判決はこう述べて、公選法の規定を「違憲」と断じた。

■やむを得ない理由

成年後見人が付いた人から選挙権を奪う公職選挙法の規定を「違憲、無効」と断じた14日の東京地裁判決。原告側は、選挙権を国民の基本的権利と定めた憲法の理念に沿って、障害者らの権利を尊重した判断と評価した。法改正を迫る内容だが、国が主張する不正投票をどう防ぐかなど課題も多い。

（社会部 小林篤子、松山翔平、本文記事一面）

不正投票防止に課題



選挙権は国民の基本的な権利で、民主主義の根幹でもある。判決は、その前提に立って、「障害や病気、老化による判断力低下など様々なハンディキャップを

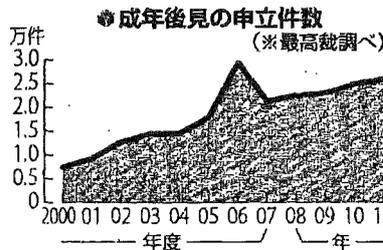
負う人も主権者だと述べ、後見人が付いた人たちの権利も重視。選挙権の制限が許されるのは、その制限がなければ公正な選挙が行えなくなるような「やむを得

●主な争点に対する主張と判決の認定

	「能力」による選挙権の制限	成年後見制度による選挙権の制限
原告側	国政への参加を保障した国民の基本的な権利で、制限は許されない	制度は利用者の権利を保護するのが目的で、選挙権の制限に使うことは許されない
国側	第三者が特定の候補者に投票するよう働きかけるなど、不正な投票を防ぐため、制限はやむを得ない	選挙権を行使できる能力があるか、選挙の度に審査することとはできず、制度で制限せざるを得ない

成年後見制度は、利用者の権利を保護するが、選挙権の制限に使うことは許されない。国側は、不正な投票を防ぐため、制限はやむを得ない。判決は、この争点をめぐって、原告側の主張をほぼ認め、国側の主張を退けた。

スキャナ SCANNER



ない理由」がある例外的なケースに限られるとした。この「やむを得ない理由」として国が挙げたのが「不正投票の恐れ」だ。判断力の欠如につけこんだ第三者が、特定の候補者に投票するよう不正に働きかける恐れがある」と主張した。実際、犯罪統計によると、こうした不正は2001年までの5年間に公職選挙法違反で

25万件立件されている。知的障害者の施設で、施設側が入所者に投票先を指示する事件も起きた。判決も不正投票の恐れがあることは認めつつ、不正が「相当な頻度」で行われて国政選挙の結果に影響を

及ぼすような証拠はないとして国側の主張を退けた。一方で判決は、制限の必要性を完全に否定したわけではない。選挙権を「一種の公務」と位置付け、選挙権を行使する能力がない人に権利を与えないことは「合理的」とした。一部の国では、能力のない人に限って選挙権を認めない制度を導入しているとし、日本でもそうした制度を導入できるはずだと指摘している。

成年後見制度に詳しい新井誠・中央大教授（民法）は「国は直ちに公選法改正に取り組むべきだ。ただ、不正投票を防ぐ措置も必要。全く意思表示ができない人などに限って家裁が選挙権を認めるかを判断する方法も考えられる」と話す。

日本のように、後見人が付くと一律に選挙権を失う制度は、欧米ではなくなりつつある。日本も署名した国連の障害者権利条約も障害者の参政権を認めており、判決は「国際的な潮流にも反する」と指摘した。

オーストリアも後見人が付いた人の選挙権を一律に

* 欧州では

制限していたが、憲法裁判所が1987年、同じ障害者でも後見人が付いた人だけ選挙権が奪われるのは不公平だとして違憲と判断し、制限を撤廃。英国も2006年に制限を廃止し

「一律には剥奪せず」主流

た。選挙権を制限している国でも、一律に権利を奪うこととはない。フランスでは後見開始の審判の際、裁判官が、財産管理ができる能力とは別に、投票できるかどうかを個別に判断し、選挙権の維持や停止を決定する。ハンガリーも10年、欧州人権裁判所が「一律の制限は欧州人権条約に反する」と判断したのを受け、個別に判断する仕組みに改

正。ドイツでは、財産管理などで全面的に支援が必要の場合に選挙権を失うが、後見人が付く人のうち半数に過ぎないという。

田山輝明・早大教授(成年後見法)は「欧州のように人権を尊重した成年後見制度にするため、規定を撤廃すべきだ」と話す。(社会保障部 野口博文)

■ 低調だった議論

後見人が付いた人は昨年未現在で約13万6400人。新たな申し立ても年間2万件以上あり、高齢社会で成年後見制度の利用者は増え続けている。判決が確定すれば、影響は大きい。

問題の規定はそもそも、判断力が欠如した「禁治産制度」の利用者を対象としたものだ。2000年の成年後見制度の導入時に引き継がれたが、その時点でもすでに規定を撤廃すべきだという意見は出ていた。

同制度は、障害者や高齢者が自分の意思で物事を決める権利を尊重しつつ、財産管理などの能力が不十分な場合に、それを支援するために導入されたもので、「選挙権の行使」とは無関係だからだ。この日の判決も「財産管理と、国の政策に対して自らの意見を持って投票する能力は明らかに異なる」と指摘した。

13年間にわたって見直されてこなかったのは、なぜか。制度設計に携った関係者によると、選挙制度を所管する旧自治省が「不正投票の防止を理由に、規定撤廃に強く反対したためだ」という。その後の国会での議論も低調で、規定はそのまま残された。

在外邦人の選挙権訴訟にかかわった元最高裁判事の浜田邦夫弁護士は「国会や行政が、選挙権の剥奪という大問題にきちんと関心を払ってきたのか、反省する必要がある」と指摘。一橋大の只野雅人教授(憲法)は「判決は司法として人権救済を図り、立法府に制度改善を迫るものだ。ただ、選挙権の行使に必要な『能力』をどう判断するかなど課題も残ると話している。

被後見人に選挙権

「もう一度、選挙に行きたい」という障害者の声が司法を動かした。成年後見人が付いた人に選挙権を認めない公職選挙法の規定を、「違憲・無効」と断じた14日の東京地裁判決。原告の女性と両親は「また一緒に投票に行ける」と喜び、選挙権を失うため後見制度の利用をためらっていた障害者の家族からも歓迎の声が上がった。

△本文記事一面▽



判決後、記者会見する名児耶匠さん（中央）と父親の清吉さん（右）、母親の佳子さん（左）（14日、東京・霞が関で）

「また一緒に投票を」 原告側、喜びの声

「選挙権を行使して社会に参加し、国民として堂々といい人生を生きてくたさい」。判決言い渡し後、定塚誠裁判長が、原告の名児耶匠さん（50）に笑顔で語りかけると、地裁103号法廷の傍聴席から大きな拍手がわき起こった。閉廷後、花束を持って東京地裁の正門前に現れた匠さんは、「勝訴」と書かれた横断幕を掲げて待っていた支持者に笑顔を見せ、「あ

りがとうございます」と元気よく答えた。ダウン症で知的障害を抱える匠さんは2007年、父親の清吉さん（81）を後見人として成年後見制度の利用を申し立てた結果、選挙

への投票ができなくなっていた。娘の権利を奪ってしまった」と自分を責め続けた清吉さんは、閉廷後の記者会見で「裁判所があれほどはっきり認めてくれるとは思わなかった。胸のつかえが下りました」と安堵した様子。母親の佳子さん（80）も「選挙と一緒にけるようになったら、うれしい」と述べ、匠さんを見て表情を緩めた。

一緒に会見した匠さんの代理人の杉浦ひとみ弁護士は、「国際的にも評価される判決だ。全国で起きている同様の訴訟でも、国は苦しい立場に立たされるだろう。国には控訴しないよう

求めている」と話した。次男はレストランで仕事をしており、給与ももらっている。投票を経験したことで、政治のニュースに興味を持つようになった。投票を済ませると、テレビの開票結果を熱心に見守る。女性は「息子にとって選挙権は宝物。判決を受け、一日も早く規定を撤廃してもらいたい」と話す。

知的障害者の親らでつくる「全日本手をつなぐ育成会」（東京）は2012年、規定の撤廃を求める約41万人分の署名を総務相に提出した。判決後、北原守理事は「たがたちに公選法を見直すべきだ」とのコメントを出した。

この日の判決は、成年後見制度の利用をためらう人たちにも朗報となった。東京都内の女性（76）は、ダウン症で中度の知的障害を持つ次男（39）の将来を見据え、後見制度の利用を考えたが、選挙権が失われる

と知り、断念した。次男はレストランで仕事をしており、給与ももらっている。投票を経験したことで、政治のニュースに興味を持つようになった。投票を済ませると、テレビの開票結果を熱心に見守る。女性は「息子にとって選挙権は宝物。判決を受け、一日も早く規定を撤廃してもらいたい」と話す。

知的障害者の親らでつくる「全日本手をつなぐ育成会」（東京）は2012年、規定の撤廃を求める約41万人分の署名を総務相に提出した。判決後、北原守理事は「たがたちに公選法を見直すべきだ」とのコメントを出した。

後見で選挙権喪失 違憲

東京地裁 初の司法判断

成年後見人が付くと選挙権を失う公職選挙法の規定は法の下の平等などを保障した憲法に反するとして、ダウン症で知的障害がある茨城県牛久市の名児耶匠さん(50)が国に選挙権があることの確認を求めた訴訟で、東京地裁は14日、この規定を憲法に違反すると判断し、訴えを認める判決を言い渡した。同様の訴訟はさいたま、京都、札幌の各地裁で起こされており、今回が初の司法判断。

(3面にクローズアップ、28面に判決要旨、社会面に関連記事)

定塚誠裁判長は「大きい」などと語り「選挙権を制限するやむを得ない理由がある」とは認められない」と述べて、名児耶さんに対し「どうぞ選挙権を行使して社会に参加して正が求められることか

ら、昨年末の時点で成年被後見人約13万6000人(最高裁調べ)の選挙権にも影響を与える可能性がある。判決は、在外邦人の

投票を制限する公選法の規定を違憲とした最高裁大法廷判決(05年9月)を引用。今回問題となった規定が「公正を確保しつつ投票を認めることが事実上不能か著しく困難で、選挙権の制限がやむを得ない場合」に当たるかどうかを判断した。

- ・選挙権を制限することは原則として許されず「やむを得ない」事由が必要
- ・成年被後見人が認じて選挙権の行使能力を欠くわけではないことは明らかで、選挙の公正を害する恐れも見いださず、一律に選挙権を奪うことがやむを得ないとはいえない
- ・被後見人の選挙権を奪うのはノーマライゼーションに基づく制度の趣旨に反し国際的潮流にも反する
- ・被後見人に選挙権を与えない公選法の規定は憲法に違反し無効

成年後見制度訴訟判決骨子

「判断される財産の管理能力と、投票能力は明らかに異なる」と指摘。「成年後見人が己決定を尊重し、通常

付いても投票能力のある人は少なからずいる」とした。
国例は「投票能力を個別審査する制度の創設は不可能で、成年後見制度を借用せざるを得ない」と主張したが、判決は「運用に困難が伴うからといって、一律に選挙権を奪うことが『やむを得ない』とはいえない」と批判した。

の生活を営む社会を作る「ノーマライゼーション」という成年後見制度の理念を重視し

た。同様の理念に基づいて欧米で法改正が進んでいることにも触れる」と述べた。
【鈴木一生】

制度の趣旨に反し、国際的な潮流にも反する」と述べた。

※無断複製転載禁止

後見で選挙権喪失「違憲」

成年後見人が付いた人は選挙権を喪失すると定めた公職選挙法の規定を違憲と判断した14日の東京地裁判決は、成年後見制度が「ノーマライゼーション」という新しい理念に従って作られ、旧制度から移行したという原点を重視した。選挙権の公平さを重視する近年の国内外の司法の流れもあり、立法措置を強く迫られた国会の対応が注目される。【鈴木一生 和田武士】

「権利擁護のための制度を利用すると、逆に選挙権を奪われるのはおかしい」。公職選挙法の選挙権を喪失する規定を巡っては、成年後見制度の創設時から問題視されていた。

成年後見制度は00年4月、明治時代から続く旧制度の「禁治産・準禁治産制度」から移行する形でスタート。旧制度では財産の管理が不可能な「禁治産者」と判断されると、本人の選挙権や法律行為が全て取り消されるなど差別的な側面があった。そのため成年後見制度は認知症の高齢者や知的障害者らを特別扱いせず、自己決定を尊重して通常と同じような生活をさせようという考えが「ノーマライゼーション」の理念が盛り込まれた。今回の判決

導入理念に回帰

が重視したのもこの点だ。成年後見制度の創設に携わった当時の法務省関係者によると、制度移行の際、理念を反映するため公選法を所管する自治省（現総務省）に規定の見直しを求めた。だが、自治省側は「成年後見人が付いた人に選挙権を与えると、他人に影響され不正投票をする危険性がある。個別に投票能力を判断するのは不可能。家庭裁判所が審判する成年後見制度を判断の際に借用するのは合理的な理由がある」と主張し拒否。規定は新制度に引き継がれることになったという。

法務省関係者は「新制度のスタートが優先され、問題は棚上げになった。いずれ国会で法改正されると思っていた」と振り返る。

理念と乖離した形の新制度の運用はそのまま続き、11年2月になって今回の訴訟が起こされた。提訴時に総務相だった元自治省長の片山善博氏は「本人を保護

制度移行優先 問題棚上げで13年

する結果、本来広く享有されなければならない政治参加の機会を奪う結果にほのぼの感がある」などと国会で発言したが、法改正の議論は深まらなかった。「公選法は政治の領域で、役人がいじらないという不文律があった（片山氏）からだ。今回の判決は「国民には障害を持って生まれた人や事故などで障害を持った人ならさまざまな人々を争う人が多数存在する。そのような人も我が国の主権者として自己統治を行う主体であることは言うまでもない」と指摘した。制度移行から13年。「当初の理念に立ち返って制度を見直すべきだ」との異議を示したと言える。

これに対し、総務省選挙課は「言ひ分が認められなかったので法務省と協議していきなり」とし、菅義偉官房長官も「今後の対応は関係機関で協議の上で検討していく」と述べるにとどめた。だが、片山氏は「違和感がない法改正判決だ。勇まかに公選法の改正に動くべきだ」と語った。



東京地裁の判決で選挙権があると確認され、記者会見する原告の名取耶匠（左）と母佳子さん（右）と母佳子さん（右）、父善博さん（左）が14日、丸山博撮影

クローズアップ 2013

成年後見制度ってどんな仕組み？



なるほど 成年後見制度を巡る裁判の判決が出たというけれど、そもそもどんな制度？

記者 認知症や知的障害、精神障害などで判断力が十分でない人のために後見人となる人を選び法的に支える制度で、09年に始まりました。支援する人を一般的に後見人と言いますが、親族や弁護士、司法書士、社会福祉士などから選ばれます。財産の管理や介護施設の入所手続きなどを本人に代わって行います。本人が結んだ契約を取り消すことができる場合もあるので、悪質業者の勧誘で高価な買い物したり、不利な相続をしたりする事態を避けることもできます。

判断力不十分な人の後ろ盾選ぶ 財産管理や手続き代行、トラブル避ける

Q どうやって利用するの？

A 本人が認知症の進行などに備え、後見人となってほしい人を選んで契約する「任意後見」と、親族などの申し立てを受けて家庭裁判所が選ぶ「法定後見」があります。法定後見には保護の必要性の高い順に後見「保佐」「補助」の三つがあります。親族や市町村長などがどれに該当するかを医師の診断書を参考に判断し、家裁に申し立てます。これを受け家裁の調査員が必要に応じて本人と面接し、医師が鑑定を行うなどして審判で決定します。

Q 制度のどこが問題になったの？

A 法定後見のうち、成年被後見人と審判された人(成年被後見人)が選挙権を失うことです。保佐や補助、任意後見は対象外ですが、公職選挙法は「選挙権及び被選挙権を有しない者」として成年被後見人を挙げているためです。以

前の制度では心神喪失の人で家裁の宣告を受けた人を「禁治産者」と呼び、財産上の行為は後見人が法定代理人として行っていました。差別別的イメージが強いとして廃止され、成年後見制度が始まりました。でも、禁治産者になる選挙権を失うという公職選挙法の規定が、名称を変えて引き継がれてしまいました。このため制度の改善が必要だと訴えが寄せられたのです。

Q ほかに問題はありますか？

A 例えば認知症高齢者は10年に280万人となり、15年には345万人と推計されているにもかかわらず、成年被後見人は年々増加傾向にあるとはいえ、昨年末現在で約13万6000人にとどまり、まだまだ一般的に利用されているとは言えません。弁護士などの専門家だけでなく、社会福祉に強い意欲を持つ市町村による「市民後見人」の養成が必要だという声が強まっています。

回答・鈴木一生 (社会部)

〒100-8051 (住所不詳) 毎日新聞「質問なるほど」部 naruhodori@mainichi.co.jp

欧米では続々法改正

欧米諸国では近年、精神疾患などで判断能力が不十分であることを理由とした選挙権の制限は法改正で見直される傾向にある。この日の東京地裁判決も選挙権制限について海外の法制度と比較し、国際的な潮流に反する」と指摘し、悪質業者の選挙権を巡る国際的な動向を重視した。

オーストリアでは87年、成年被後見人の選挙権制限規定を憲法裁判所が違憲と判断し、規定は翌年削除。スウェーデンでは89年、精神疾患を理由とした選挙権制限がすべて廃止され、93年にはカナダでも同様に制限がなくなった。

こういった動向を踏まえ、国連が09年に採択した「障害者権利条約」

は障害者の政治的権利を保障。選挙権の確保を明記した。これらを機に動きは加速し、英国は同年の

選挙管理法制定で、オランダも08年の憲法改正で制限を廃止した。一方、裁判所の個別審査と選挙権制限を認める国もある。フランスは07年の法改正で裁判官の判断に委ねられるようになり、スペイン

やデンマーク、米国の多数の州も、裁判所の審査を巡る形を採用している。

国内でも、司法判断は選挙権を民主主義の基礎として重視し、立法による制限を疑問視する傾向にあるといえる。最高裁大法官は05年9月、在外邦人に衆参両院の選挙区での投票を認めない公選法の規定を違憲と判断。「制限は原則許されず、制限するにはやむを得ない事情がなければならぬ」と判断した。東京地裁判決はこの判断枠組みも引用して違憲判断を導いた。その上で「さまざまな境遇にある国民が、この国がどんなふうになったらいいか、主権者として選挙を置いて国政に関与することが議会制民主主義の根幹。国民から選挙権を奪うのは極めて例外的な場合に限られる」と指摘した。

国名	成年後見制度と選挙権を巡る欧米諸国の動向
オーストリア	憲法裁判所が87年、成年被後見人の選挙権制限規定を違憲と判断。規定は88年に削除
スウェーデン	89年の法改正で精神疾患を理由とする選挙権欠格要件廃止
カナダ	93年の法改正で精神疾患で行動制限されている人などへの制限条項削除
イギリス	06年の法制定で精神状態を理由とする選挙権欠格要件廃止
オランダ	08年に憲法改正。精神障害や知的障害で保護下にある者への選挙権制限廃止
フランス	05年、成年被後見人に例外的に選挙権を認め、07年の法改正で裁判官の判断に
米国(コロラド州など8州)	精神障害を理由とし、選挙権制限に
米国(その他)	裁判所の審査を要する

成年後見 選挙権喪失は「違憲」



「堂々と社会参加を」 裁判長語りかけ

「お父さんとお母さんと選挙に行きたい」。娘の願いが司法に届いた。成年後見人を付ける選挙権を失う公職選挙法の規定を違憲と結論付けた14日の東京地裁判決。原告の名児耶匠さん(50)は茨城県牛久市。「うれいんです」と喜びをかみしめ、弁護団は「選挙権の重要性に鑑みて国は控訴を差し控え、国会は早期に規定を前除してほしい」と強く訴えた。

- 成年後見制度と裁判を巡る動き
- 2011年 11月1日 知的障害がある茨城県牛久市の名児耶匠さんが東京地裁に提訴
 - 4月26日 知的障害がある埼玉県玉郡の女性がさいたま地裁に提訴
 - 6月14日 知的障害がある京都市の男性が京都地裁に提訴
 - 9月14日 生まれつき知的能力に遅れがある札幌市の男性が札幌地裁に提訴

「審一番 うれしく聞いたこの判決」と詠んだ。自身が後見人となったことで、ほぼ欠かさず投票に行っていた名児耶匠さんから選挙権を奪ってしまったと悔やみ、提訴に踏み切った清吉さん。「胸のつかえがとれた思いだ」と笑顔を見せた。弁護団の杉浦ひとみ弁護士は「日本の障害者権利条約批准に向けた第一歩になる判決で、国際的にも評価される」と称賛。この日の法廷で手話通訳がいたりしたことも、心も触れ、「法廷自体がノーマライゼーションの実現を意識したものであった」と語る。

午後1時半、東京地裁103号法廷。定塚裁判長が名児耶匠さん勝訴の判決を言い渡す。傍聴席の支援者らから拍手がわき起こった。定塚裁判長は10分近くかけて判決理由の骨子を分かりやすく説明し、最後に名児耶匠さんにほほえみかけ、こう語りかけた。「名児耶匠さん、どうぞ選挙権を行使して社会に参加してください。堂々と胸を張っていい人生を生きてください」

開廷後、名児耶匠さんは両親や弁護士と東京ラフで記者会見した。晴れ晴れとした表情で「選挙に行けるようになります」と語り、

「我が意を得た内容だ。予想以上にしっかりとしており、近來の名判決ではないかと評価。喜びを俳句で表現し、

東京地裁の判決を、札幌地裁で係争中の札幌市の男性(53)は自宅のテレビの速報で知り「国に勝つのは難しいと心配していたが、良かった。札幌でも違憲と判断してほしい」と声を弾ませた。

男性は発達障害のため小中学校は特別支援

「良い流れに期待」 同種訴訟の原告

学校に通学。卒業後は塗装工などをしていたが、今は同居する母親(分)の不動産収入などで暮らす。計算や人とのコミュニケーションがうまくできないとい、04年5月に札幌家庭裁判所で後見人とする手続きを取った。その2カ月後の参院選。投票所案内が自宅に届かず、市に問い合わせた。選挙権喪失を初めて知った。それまで投票を欠かしたことはほとんどなかった。区役所に何度か足を運んだが、職員は「法律で決まっているの一点張り。」「自分が否定され、成年後見制度が

安心して使える社会になってほしい」と語る。京都地裁で係争中の京都市中京区の知的障害のある男性(59)は、弁護団を通じ「うれい。京都でも早く判決を出して選挙権を返してほしい」とコメントした。

【佐藤心哉 狩野智彦、田辺佑介】

※無断複製転載禁止

幅広く行政訴訟 担当のベテラン

成年被後見人の選挙権喪失を違憲とした定塚誠裁判長(59)は、最高裁行政局の課長などを歴任、東京地裁でも幅広く行政訴訟を手掛けているベテラン裁判官だ。

07年11月には、保険診療と自由診療を併用する「混合診療」を原則禁止した制度を巡り違法との初判断を示し、がん患者の男性勝訴を言い渡した(最終的に最高裁で敗訴確定)。外国人が難民と認定されなかった処分を取り消しを求めた訴訟や、情報開示訴訟も数多く担当している。

画期的で妥当

新井誠・中央法学部教授(民法)の話
権利を一律に制限してはいけなさと指摘した

点で、世界の潮流を踏まえた画期的な判決。障害者権利条約に沿っており、極めて妥当で高く評価できる。判決は法令違憲を認めており、国会が早急に立法対応すべきで、行政はハンディのある人が投票を通じて正確に意思表示できるノウハウを確立する必要がある。

制度の議論を

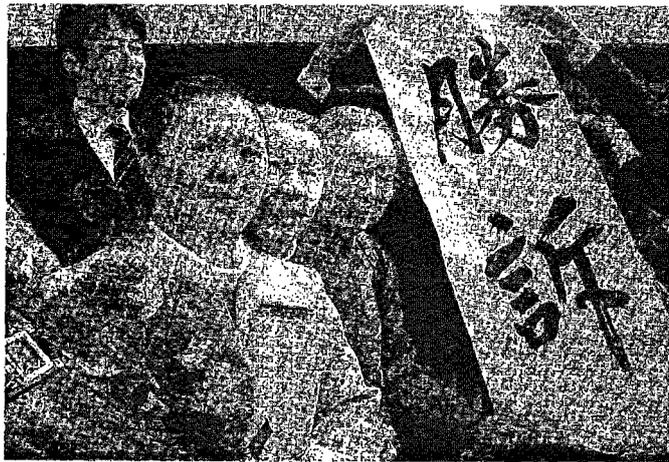
元最高裁判事の滝井繁男弁護士の話
国民の基本的人権を重視した判決だ。これまで裁判所は基本的人権について重要性を認めながらも、さまざまな理由をつけて制限することが多かった。判決は能力によっては選挙権を付与しないことに一応の合理性を認めたが、ではどう個別判断するのか。権利を制限するのであれば、その妥当性は十分に検討しなければならず、制度の在り方について議論を尽くすべきだ。

公選法の成年後見規定

選挙権喪失に違憲判断

「一律に剥奪許されず」

東京地裁



「勝訴」の垂れ幕の前で笑顔を見せる（左から）原告の名児耶匠さん、母親の佳子さん、後見人で父親の清古さん（14日、東京・蔵が関）

成年後見人が付くと選挙権を失うとした公職選挙法の規定は違憲として、茨城原牛久市の女性が国に、選挙権の確保を求めた訴訟の判決が14日、東京地裁であった。定塚誠裁判長は「成年被後見人から一律に選挙権を奪うことは、許容できない」などと述べ、同規定を違憲で無効と判断。女性の選挙権を認める判決を言い渡した。

同規定の合憲性を巡る司法判断は初めて。同種訴訟は札幌、さいたま、京都の3地裁で係争中で、今後の判決にも影響を与える可能性がある。最高裁によると、成年被後見人は昨年未時点でも約13万6千人に上る。原告は、ダウン症の名児耶

原告女性、喪失までは毎回投票
実情踏まえ権利尊重

解説 成年被後見人の選挙権が失われる公職選挙法の規定を違憲とした14日の東京地裁判決は、知的障害者らの権利を守るという立場を鮮明にした。規定そのものを違憲とした司

匠さん(50)。2007年、父親が後見人となり、選挙に投票できなくなっ

裁判長「原告の人生を大切に」

「うれしいです。原告の々と胸を張って、良い人生を名児耶匠さん(50)や両親と生きてください」。東京地裁は判決後、東京・蔵が関の司の103号法廷。判決言い渡法クラブで記者会見し、喜びし後、定塚誠裁判長が原告席をじみじみかみしめた。「どうも選挙権を行使しての瞬間、満席の傍聴席から一社会に参加してください。堂々に拍手が湧いた。

傍聴席 一斉に拍手

閉廷後の記者会見で、父の清古さん(81)は「わが意を得たりという思い」と判決を高く評価した。自分が成年後見人になったことで匠さんが選挙権を失ったことを気にしていたとい、「胸のつかえが下りまし」と安堵の表情を浮かべていた。

法判断は重く、国に早急な選挙制度の改正を突きつけたといえる。家制度に基づく禁治産制度が「家の財産の流出防止のため、判断能力のない人に財産を管理させないこと」を主眼とした

のに対し、成年後見制度は利用者が法律行為で損害を受けにくいよう保護するのが目的。制度導入の際、禁治産者の資格を制限する「欠格事項」のうち30項目が削除されたが、選挙権など少なく

も180項目が置き去りにされ、選挙権喪失は当時に憲法は20歳以上の日本国民に選挙権を保障している。この日の判決は、原告が計算などが苦手な一方で、成年後見制度で選挙権を失うまではほぼ毎回、投票所に足を運んできたという実情を重視。「選挙権行使を制限できるのはやむを得ない場合に限られる」とした

▼成年後見制度 知的障害や認知症などで判断能力が不十分な人の暮らしを支援するため、本人などの申し立てを受けて裁判所が「後見人」を指定制度。2000年に禁治産・準禁治産制度に代わって導入。後見人は被後見人の代理で財産管理や介護サービスの契約などを行う。能力に応じて「後見」「保佐」「補助」の3類型あり、後見を受けている人のみ選挙権がない。

を、選挙で国政に届けることが民主主義の根幹」と憲法の理念を説明。国が国民の選挙権を制限できるのは「やむを得ない事由がある極めて例外的な場合に限られる」と判断基準の枠組みを示した。判決は、成年後見制度の利用基準は「自己の財産を管理・処分する能力の有無」とし、選挙権を行使する能力とは異なる

と指摘。その上で「被後見人とされた人が総じて選挙権を行使するに足る能力を欠くわけではないのは明らか」と判断した。選挙権を奪う「やむを得ない事情」はないと判断した理由として、第三者による不正投票の働き掛けや白票の投票などで「選挙の公正が害される恐れは見いださず」と述べた。

また、判決は新たな制度を検討する余地にも言及。日本精神保健福祉士協会の木太直人常務理事は「後見人制度を利用して行っている能力は全くの別物で、成年後見を理由に選挙権を制限することは不合理であり、国会は速やかに法改正に動く必要がある。日本の成年後見制度は海外と比べると本人の自由が格段に小さい。権利を制限するといふ発想ではなく、権利をできる限り認めるといふ方向で制度の改革を進めていかなければならぬ」と述べた。

新井誠・中央大学教授「民法の話。成年後見を受けている人の権利を尊重する妥当な判決だ。財産管理能力と選挙権を適正に行わせる能力は全くの別物で、成年後見を理由に選挙権を制限することは不合理であり、国会は速やかに法改正に動く必要がある。日本の成年後見制度は海外と比べると本人の自由が格段に小さい。権利を制限するといふ発想ではなく、権利をできる限り認めるといふ方向で制度の改革を進めていかなければならぬ」と述べた。

成年後見

選挙権喪失は違憲

公選法規定 東京地裁が初判断

成年後見人が付くと選挙権を失う公選法の規定は憲法に違反するとして、被後見人の名児耶匠さん（50）が茨城県牛久市で国を相手に選挙権があることの確認を求めた訴訟の判決が十四日、東京地裁であった。定塚誠裁判長は「選挙権を制限するやむを得ない理由があるとはいえない」として規定を違憲で無効と判断、名児耶さんの選挙権を認めた。

判決要旨の関連の社説⑤面
 最高裁によると、被後見人は昨年末時点で約十三万六千人に上る。同規定の合憲性をめぐる司法判断は初めてで、同種訴訟が係争中の札幌、さいたま、京都の三地裁の判断への影響も注目される。名児耶さんはダウン症で知的障害があり、二〇〇七年一月に父の清吉さん（70）が後見人となり、選挙権を失っ

た。訴訟では①知的障害などを理由に選挙権を制限できるか②本人の権利を擁護するため成年後見制度を用いて選挙権を喪失させていいのか③が主な争点となった。

判決理由で定塚裁判長は「憲法が国民に保障する選挙権を制限することは原則として許されず、やむを得ない理由がある極めて例外的な場合に限られる」と説明。その上で、成年後見人を付けるかどうかで審査されるのは、財産管理能力の有無であって、選挙権を行使する能力とは異なる指摘。被後見人とされた人がすべて選挙権を行使する能力を欠

くわけではないのは明らかと断じた。判決はさらに、選挙権の制限は、障害者が「セーシオンを踏まえた健康者と分け隔てなく生活できるノーマライズする人」を家裁が選任する。禁治産・準禁治産制度に代わって2000年に導入。能力の程度で「成年後見」「保佐」「補助」の3種類があり、最も手厚く保護される後見は「判断能力を欠いているのが通常」の場合とされている。最高裁によると、11年中の申立件数は計3万1402件で、このうち後見が2万5905件（82%）を占める。



「勝訴」と書かれた紙を前に喜ぶ（右から）名児耶匠さん、後見人の父清吉さん、母佳子さん＝14日、東京地裁前で（伊藤遠撮影）

同制度の趣旨や選挙権制限を見直す方向にある国際的な潮流に反すると批判。「立法は、裁量の限界を超えて違憲である」と結論づけた。国例は「不正投票の誘導が行われる恐れがある」を主張したが「不正投票が相当な頻度で行われる」と推測するに足る証拠はない」と返けた。総務省は今後の対応は法務省と協議する」とコメントした。



成年後見制度 認知症や障害で判断能力が十分ではない人が財産上の不利益や被害に遭わないよう、契約や遺産分割を代わりに行ったたり、同意したり

成年後見制度は、認知症や障害で判断能力が十分ではない人が財産上の不利益や被害に遭わないよう、契約や遺産分割を代わりに行ったたり、同意したり

権利奪った国に警鐘

成年後見選挙権訴訟

成年後見制度によって選挙権を奪つたことを遺憾とする初判断を示した十四日の東京地裁判決。障害者らが憲法が定めた主権者であり、選挙を通じてさまざまな声を国政に届けることの大切さをあらためて強調した。さらに、障害者らの選挙権の制限を見直す国際的な潮流があるのに、いついかに制度改正に動かない国に強い警鐘を鳴らしている。

(小嶋麻友美、横井武昭)

公選法の欠陥批判

■負の遺産

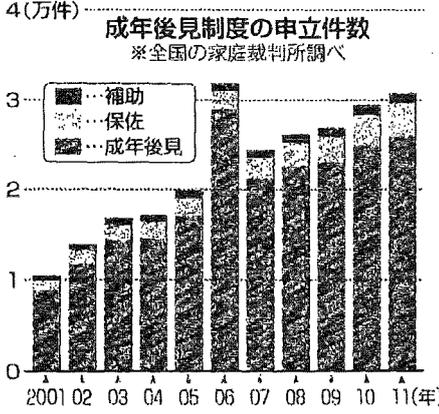
〇年に廃止された禁治産制度から引き継がれた。明治時代の立法時評の高かった禁治産制見制度だ。財産保全と選挙権及び被選挙権を有しない。公職選挙法の一条は、選挙権を、資産を保全すること認めない対象に、服役とを目的としていた。中の受刑者らとともに禁治産者になると契約に、成年後見を受けるなどの法律行為は取り「成年後見人」を奪消され、国家公務員や医師になれないなど(この規定は、二〇〇さまさまな欠陥事項が

公職選挙法

第11条(選挙権及び被選挙権を有しない者)
 次に掲げる者は、選挙権及び被選挙権を有しない。
 1 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
 2 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者
 3 禁錮以上の刑に処せられその執行を終わるまでの者



東京地裁前で支持者や報道陣に「勝訴」と書かれた紙を見せる関係者ら14日、東京・霞が関で



核心

被後見人は少なからずせかなどの意見を、主権者として選挙を通じて国政に届けること。十四日の東京地裁判決は、成年後見制度をそれが議会民主主義の流用して、一律に選挙権を奪つたことを「制度の趣旨に反する」と厳しく批判した。

「わが国の主権者として自己統治を行う主体であることは言うまでもない」と強調。選挙権を奪つたことは原則として許されないとし、選挙権そのものにも踏み込んでいる。例えば「禁治産者」を「成年被後見人」に変えたならば、次のようなことだ。選挙権を奪つた規定がある。

「さまさまな境遇にある国民が、この国が管理や処分はできなく、どんなふうになったらいいか、どんな施策がとれるか、どんな能力を有するに足る能力を有する」と批判している。

一票の重み 迫られる国会対応

公正な選挙とは何か。今回の判決では、選挙制度そのものにもして許されないとし、選挙権そのものにも踏み込んでいる。例えば「禁治産者」を「成年被後見人」に変えたならば、次のようなことだ。選挙権を奪つた規定がある。

「さまさまな境遇にある国民が、この国が管理や処分はできなく、どんなふうになったらいいか、どんな施策がとれるか、どんな能力を有するに足る能力を有する」と批判している。

制限見直しは国際的な潮流

諸外国では一九八〇年代後半以降、選挙権の制限を廃止したり、緩和したりする動きが顕著だ。今回の東京地裁判決も「被後見人から選挙権を奪つたことは国際的な潮流に反する」と批判している。

オーストリアも、かつては日本と同様、被後見人になると、選挙権を自動的に失つという法規定があったが、早い段階で制度改正に動いた。八七年に憲法裁判所が違憲と判断し、規定が削除された。被後見人は能力による制限を受けずに投票できるようになった。

英国では、二〇〇六年の法改正で知的障害者と心神喪失者に選挙権が新法に与えられた。フランスでは、二〇〇七年、被後見人の選挙権を一律に奪つたのは明らか。今回の判決は、国際的な流れに追いつくための大きな一歩を判断するよう法改正に「期待を寄せた」。

「親子3人で投票行ける」



成年後見制度をめぐる判決後、記者会見する原告の名児耶匠さん（中）、母佳子さん（左）、後見人の父清吉さん（右）＝14日、東京・鶴が関の司法記者クラブで

選挙権喪失は「違憲」

父思い届いた判決

成年後見制度訴訟

知的障害のある娘を思う老父の強い気持ちで、司法を突き動かした。公選法の選挙権喪失規定を「違憲」と断じた十四日の東京地裁判決。親子の間に報いる判決に、支援者からは「おめでと」と拍手が湧いた。

（9面参照）

「どうぞ選挙権を行って社会に参加してください。草々と胸を張って、いい人生を生きてください」

定塚誠裁判長は法廷で、判決要旨を読み上げた後、原告席に並ぶ名児耶清吉さん（中）と

「どうぞ選挙権を行って社会に参加してください。命のあるうちに娘をもつ一度、主権者にしたい」。清吉さんが訴え続けた思いに司法はしっかりと応えた。

匠さん（中）の親子に語りかけた。「命のあるうちに娘をもつ一度、主権者にしたい」。清吉さんが訴え続けた思いに司法はしっかりと応えた。

匠さん（中）の親子に語りかけた。「命のあるうちに娘をもつ一度、主権者にしたい」。清吉さんが訴え続けた思いに司法はしっかりと応えた。

匠さん（中）の親子に語りかけた。「命のあるうちに娘をもつ一度、主権者にしたい」。清吉さんが訴え続けた思いに司法はしっかりと応えた。

匠さん（中）の親子に語りかけた。「命のあるうちに娘をもつ一度、主権者にしたい」。清吉さんが訴え続けた思いに司法はしっかりと応えた。

匠さん（中）の親子に語りかけた。「命のあるうちに娘をもつ一度、主権者にしたい」。清吉さんが訴え続けた思いに司法はしっかりと応えた。

匠さん（中）の親子に語りかけた。「命のあるうちに娘をもつ一度、主権者にしたい」。清吉さんが訴え続けた思いに司法はしっかりと応えた。

匠さん（中）の親子に語りかけた。「命のあるうちに娘をもつ一度、主権者にしたい」。清吉さんが訴え続けた思いに司法はしっかりと応えた。

匠さん（中）の親子に語りかけた。「命のあるうちに娘をもつ一度、主権者にしたい」。清吉さんが訴え続けた思いに司法はしっかりと応えた。

原告代理人「国は控訴断念を」

判決後の記者会見で、原告代理人の杉浦ひとみ弁護士は「判断能力の低い、高いにかかわらず、選挙で国政に声を届ける重要性を明確に誓った判決」と意義を強調。「選挙権の重要性に鑑み、控訴されないよう、国に働きかけた」と語った。

原告は訴訟を通じた。公選法の選挙権喪失規定が国際的な潮流

法廷での定塚裁判長の丁寧な態度にも言及

憲法の精神に沿って

奥平康弘・東大名譽教授（憲法）の話。私的な成年後見と公的な選挙権とは制度の目的が違い、別物と考えるべきだ。判決は、違憲制度を無条件に転用することには限界があると論理的に指摘しており、評価できる。権利や自由を厳密に考える憲法の立法精神にも沿っている。社会ではほ

判決後の記者会見で、原告代理人の杉浦ひとみ弁護士は「判断能力の低い、高いにかかわらず、選挙で国政に声を届ける重要性を明確に誓った判決」と意義を強調。「選挙権の重要性に鑑み、控訴されないよう、国に働きかけた」と語った。

原告は訴訟を通じた。公選法の選挙権喪失規定が国際的な潮流

法廷での定塚裁判長の丁寧な態度にも言及

憲法の精神に沿って

奥平康弘・東大名譽教授（憲法）の話。私的な成年後見と公的な選挙権とは制度の目的が違い、別物と考えるべきだ。判決は、違憲制度を無条件に転用することには限界があると論理的に指摘しており、評価できる。権利や自由を厳密に考える憲法の立法精神にも沿っている。社会ではほ

「選挙ができるようになりまして」。判決後の会見で笑顔で話す匠さん。その横顔を見つめながら清吉さんも笑った。「一番うれしく聞いたこの判決。ちよっと字余りですか」。親子3人でまた、投票に行ける。少しおどけた口調に喜びがあふれていた。

成年被後見人の公選法規定

選挙権剥奪「違憲」

東京地裁判決

成年被後見人が付くと選挙権を失うとした公職選挙法の規定は参政権を保障した憲法に違反するとして、茨城県牛久市のダウン症の女性が国に選挙権があることの確認を求めた訴訟の判決が14日、東京地裁であった。定塚誠裁判長は「成年被後見人も主権者たる国民で、選挙権を一律に剥奪する規定を設けることは許容できない」として規定が違憲で無効と判断、選挙権を認める判決を言い渡した。

公選法は、後見開始の審判を受けた成年被後見人について「選挙権を有しない」と定めている。同様の訴訟はさいたま、札幌、京都の3地裁でも起こされており、判決は初めて。主な争点は、①知的障害などを理由に選挙権を制限することが許されるか②成年被後見制度を使って選挙権の有無を判断することが合理的か③の2点だった。

原告の名児耶匠さん(50)は中度知的障害でダウン症との判定を受け、平成19年に父の清吉さん(81)を後見人として後見開始の審判が確定。このため、選挙権を失った。定塚裁判長は、成年被後見人について「総じて選挙権を行使するに足る能力を欠くわけではないことは明らか」と指摘。仮に選挙権を与えても「選挙の公正を確保することが著しく困難な事態が生じるとは認められない」とした。その上で、成年被後見制度を使わな

くても行使能力を欠く者に選挙権を与えないという規定を設けることは可能で、一律に選挙権を制限する「やむを得ない事情」には当たらないと結論つけた。また、一律制限は「自己



成年被後見制度 認
知症や知的障害、精神障害で判断能力が不十分な人の保護や支援を目的に、平成12年に導入された。判断能力に応じて、後見▽保佐▽補助の3類型があるが、選挙権を失うのは被後見人のみ。後見人は申し立てを受けて家裁が選任し、財産管理や本人が締結した不利な契約の取り消しなどを行うことができる。最高裁によると、昨年末時点で被後見人は約13万6500人。

決定の尊重」という成年被後見制度の趣旨に反し、障害者らの選挙権制限を見直しつつある国際的潮流にも反するものだと指摘した。総務省は「今後の対応については法務省と協議したい」とコメントした。

28面に判決要旨、30面に「選挙権の重み」、31面に「胸張って」

被後見人の選挙権剥奪「違憲」

「さまざまなハンディキャップを負う多数の国民も、わが国の主権者であることは言うまでもない」。成年後見人が付くと選挙権を失うとした公職選挙法の規定を「違憲」と判断、安易な制限に警鐘を鳴らした14日の東京地裁判決。判決言い渡した後、定塚裁判長(59)は原告女性に「胸を張って生きて」と直接声をかけた。共に闘った父は「胸のつかえが下りた」と喜びを分かち合った。

「どうぞ選挙権を行使して、社会に参加してください。堂々と胸を張って生きてください」。14日午後、東京地裁103号法廷。判決要旨の朗読後、定塚裁判長が原告の名取匠(50)に「こう語りかけると、見守った支援者の大きな拍手が鳴り響いた。

閉廷後の会見で父、清吉さん(81)は「裁判長の実顔を初めて見た」と目を細め、匠さんも「うれしかった」と口をそろえた。

匠さんは養護学校卒業後、30年近くにわたり雑貨のラベル貼りなどの仕事に従事。休日にはスポーツジムに通ったり、趣味の編み物を楽しむ。中程度の知的障害を抱えるが、「ごく普通の日常を送ってきた」。

テレビのニュースを通じ政治にも関心を寄せた匠さん。背景には、父の教えがあった。「あなたは主権者だか

裁判長「胸張って生きて」

ら、成人になったら選挙へ行かぬのです。棄権はキケン(危険)。選挙公報を熱心に読み込み、欠かさず投票所に足を運んだ。丁寧に用紙をたたみ一票を投じると、誇らしそつな表情を見せたという。

しかし、平成19年の参院選

全面勝訴 共に闘った原告の父「つかえ下りた」

以降、選挙案内のはがきは届いて、後見人に選任されたため、成年後見制度の利用を申し立て、匠さんがだまされないように。匠さんは「いい

- 憲法に鑑み、選挙権の制限は原則として許されず、「やむを得ない事情」が必要だ
- 成年被後見人の選挙権を剥奪しなければ公正な選挙ができないとは認められない

判決骨子

- 被後見人から一律に選挙権を奪うのは後見制度の趣旨に反し、国際的な潮流にも反する
- 被後見人に選挙権はないとする公選法の規定は違憲で無効だ



判決後、母の佳子さん(左)、父の清吉さん(中央)とともに笑顔を見せる原告の名取匠さん。14日午後、東京地裁前

行政訴訟ベテラン

定塚裁判長

成年被後見人の選挙権喪失を違憲とした定塚裁判長(写真)は、最高裁判所の長などを歴任、東京地裁でも幅広く行政訴訟を手



掛けているベテラン裁判官だ。平成19年11月には、保険診療と自由診療を併用する「混合診療」を原則禁止した制度をめぐり、違法との初判断を示し、がん患者の男性勝訴を言い渡した(最終的に最高裁で敗訴確定)。外国人の難民不認定処分を取り消しを求めた訴訟なども担当している。

「娘の大事な権利を取り戻さなければならぬ」との思いで闘った裁判。全面勝訴の判決を勝ち取り、清吉さんは閉廷後の会見で「胸のつかえが下りた」とほっとした様子。匠さんは次回選挙で両親と投票に行きたいか問われ、「思いますが」ときっぱりと語った。(1面参照)

制限選挙存続に懸念

有田伸弘・関西福祉大社会福祉学部准教授(憲法学)の話「日本は普通選挙を掲げながら、実際は障害者を排

この部分は著作権の関係でご提供できません。

の人に投票が可能になるような制度作りが必要だ」

一律に奪うのは乱暴

矢鋪渉(やしき・わたる)・宮崎産業経営大学法学部教授(民法)の話「福祉の現場では従来、被後見人の選挙権が剥奪さ

この部分は著作権の関係でご提供できません。

後見人の選挙権が剥奪さ。見と思きだ」

視点

成年被後見人の女性に選挙権を認め、東京地裁判決は「選挙権を奪うのは主権者たる地位を事実上剥奪することにはかならない」と、憲法が保障する選挙権の重みを強調。制限しなければならぬ「やむを得ない事情」があるか慎重に検討を重ね、公職選挙法の喪失規定は「成年後見制度の趣旨に反する」と断じた。

趣旨違つ制度借用

成年後見制度は、禁治産制度を見直す形で平成12年に導入された。かつての公選法は禁治産宣告を受けた者の選挙権を認めず、これを踏襲する形で、新制度下でも、保護の必要性が最も高い「後見」類型のみ選挙権の喪失規定が残されたという経緯がある。

選挙権の重みを強調

つまり、成年後見制度の枠組みを全く趣旨の違つ選挙権の判断に「借用」してきたというのが実情だ。地裁判決が規定の違憲性の検討に当たって用いたのが、17年の最高裁判決だ。在外邦人の選挙権行使を制限した公選法の規定を違憲とした判決は「選挙権やその行使を制限することは原則として許されない」とした上で、「制限をするため

には、やむを得ないと認められる事情がなければならぬ」との判断を示した。では、「やむを得ない事情」とは何か。

最高裁判決は「制限しなければ選挙の公正を確保することが事実上できないし著しく困難と認められる場合」とした。

そもそも、公選法が選挙権喪失の基準としている後見開始の審判で審理されるのは、財産の管理処分能力の有無だ。選挙権行使できるかという見地から検討は加えられていない。

さらに①仮に投票を認めても不適正な投票が相当頻度で行われることは推認できない②成年後見制度を借用しなくても直接的な規定を設けることはできる一などの事情から、選挙権の制限がやむを得ないケースに

は当たらないと判断した。

急がれる法整備

制度導入から十余年を経て喪失規定に初の司法判断が示されたが、これまで多くの人が選挙権喪失を受け入れてきたということも事実だ。自己決定の尊重という制度の趣旨を実現するためにも、早急な法整備が求められている。

(滝口亜希)

「自己決定の尊重」欧米の潮流

欧米では近年、精神障害などで判断能力が不十分であることを理由とした選挙権の制限を見直す傾向にある。14日の東京地裁判決はこうした傾向に触れ、日本の現状を「精神障害者らの自己決定の尊重という新しい理念に基づき、法改正を進める国際的な動向に反する」とした。

オーストリアでは成年被後見人の選挙権が自動的に剥奪される規定があった。が、1988年に削除。スウェーデンでは禁治産制度から後見制度への移行を契機に89年に選挙法が改正され、精神障害による選挙権の制限は撤廃された。カナダは93年、英国は2006年に制限を廃止。フランスでも、05年に法改正された。

東京地裁の違憲判断

